

台風など非常変災における非常措置について（お知らせ）

1 県下一斉に臨時休校になる場合

テレビ、ラジオ放送等により、
午前7時の時点で**草津市を含む地域に「特別警報」**が発令されているとき、
または、**滋賀県内に「暴風を含む警報」**が発令されているとき。

※上記1の場合、学校から連絡はいたしません。

※「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」では、県下一斉の臨時休校になりませんので、
ご注意ください。

2 学校長の判断で、臨時休校あるいは始業・終業時刻が変更となる場合

一斉メール配信システムと草津小学校ホームページで発信。

※上記2の場合、学校から電話での連絡はいたしません。

※「一斉メール配信システム」が未登録の方は、登録の手続きをお願いします。
なお、うまく登録できない場合は、草津小学校までお尋ねください。